

【児童数配付】

学習者用タブレット型コンピュータ等の利用及び家庭への持ち帰りに係る同意書、 並びに、学習における生成AIの利用に係る同意書

1 学習者用タブレット型コンピュータ等の利用及び家庭への持ち帰りについて

本校在学中において、以下の事項について同意し、貸与されたタブレット等を適切に利用します。

- (1) タブレット等を、学習活動以外に利用することはしません。
- (2) タブレット等は、本同意書に記入された児童生徒のみが使用し、他の者に譲渡、転貸、売却等しません。
- (3) 破損や紛失のないよう、細心の注意を払って使用します。また、破損等があった場合は速やかに学校へ連絡します。
- (4) 付属品（ケース、充電用機器、タッチペン）を含め、故意の破損や改造・設定変更による故障、また、紛失（盗難の場合を除く）した場合は弁償します。
- (5) 学習に不必要なサイトにアクセスしたり、本人の許可を得ることなく写真や動画をインターネット上にアップしたり、他人を誹謗・中傷する内容をインターネット上に書き込んだりしないよう、適切に使用します。
- (6) 姿勢や画面との距離に注意したり、長時間にわたって継続して画面を見ないように途中で休憩を取ったりするなど、健康面に気を付けて使用します。

2 学習における生成AIの利用について

- (1) お子さんが、「学校から貸与された端末で、さいたま市の教育用アカウントを用いて生成AIを利用する」ことについての同意について御回答ください。
- (2) 学習における生成AIの利用に同意しない場合も、お子さんの学習に不利益が生じないよう最大限配慮いたします。
- (3) 御家庭において御家庭の端末で私的なアカウントを用いて生成AIを使用することについて制限するものではありません。
- (4) 「学習における生成AIの利用に係る同意書」にて、同意されない場合におきましても、個別の端末ごとに生成AIを使用できないように設定することはできません。

----- ✂切り取り線 -----

さいたま市立慈恩寺小学校長 様

【提出用】

タブレットに係る同意書

提出日 令和 年 月 日

年 組(児童名)	年 組 ()
保護者名	
タブレット端末の 家庭利用について 【〇印をご記入ください】	() 家庭にあるPCやタブレットを使用するため、持ち帰りはしません。 () 学校から貸与されるタブレット端末等を使用します。
使用期間	本校に在学期間中
貸与品	・タブレット本体 1つ ・ケース(キーボード付き) 1つ ・充電用機器 1セット(アダプタ1つ、ケーブル1本) ・タッチペン 1本
学習において、さいたま市から貸与されたタブレットで、さいたま市の教育アカウントを使用して生成AIに情報を入力すること。	同意の可否 【〇印を付ける】
	可・否

【3月6日(金)までにご提出ください】